

～やえがさたより～

令和8年4月号

◆新年度のご挨拶

東部農業事務所家畜保健衛生課長の川島です。日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、退職者2名、転入者5名の異動がありました。新体制のもと業務を遂行して参りますので、よろしくお願いいたします。

毎年のように継続的に特定家畜伝染病の発生が確認されているため、畜産農家の皆様におかれましては、飼養衛生管理の遵守徹底と再確認をしていただくとともに、家畜に異状が認められた場合には家畜保健衛生所への早期通報をお願いいたします。

◆職員の人事異動について

人事異動により、職員の転出・転入がありました。今年度は以下の職員体制になります。今後ともよろしくお願いいたします。

| | | 令和8年度職員（前職場） | |
|-------|----|--------------|-------------|
| 課長 | | 川島 敬二 | |
| 次長 | | 小林 保博 | |
| 環境衛生係 | 係長 | 湯浅 広 | |
| | | 藤井 香織 | （畜産試験場） |
| | | 板垣 光明 | |
| 防疫係 | 係長 | 横澤 奈央子 | （農政課） |
| | | 漆原 千佳 | |
| | | 小野塚 慎之輔 | （吾妻家畜保健衛生課） |
| | | 蜂谷 信昭 | |
| | | 丸山 陽大 | （新規採用） |
| | | 南山 治美 | （任期付採用） |

＜記事の内容＞

- ・ ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について
- ・ 宮崎県における豚熱発生について
- ・ 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正見込みについて
- ・ 豚の導入計画書について
- ・ 韓国におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生状況について
- ・ 野生いのししの豚熱感染状況について
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！
- ・ 定期報告書の提出について
- ・ ハエ対策をお願いします

＜添付資料＞

- ・ 豚の導入計画書
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

◆ゴールデンウィーク期間の家畜防疫対策の徹底について

ゴールデンウィークを迎え、国内や諸外国との間で人の動きが活発化することが予想されます。隣国の韓国では口蹄疫やアフリカ豚熱が発生しており、農場への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高い状況が続いています。人や物、野生動物によって農場内に病原体を侵入させないよう、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

〈農場への病原体の侵入防止、異状の早期発見〉

- 1 疾病が発生している国への不要不急の渡航は避ける
- 2 外国人従業員が従事する農場では、海外からの物品が農場内に持ちこまれることがないように指導を徹底する
- 3 観光客を含め、関係者以外が衛生管理区域に立ち入らないように看板などで掲示する
- 4 農場内・周囲に野生動物が隠れる場所を作らない、畜舎の隙間や破損はすぐに修繕する
- 5 家畜の健康観察を毎日行い、異状のある時は家畜保健衛生所に連絡する

◆宮崎県における豚熱発生について

宮崎県都城市の農場で4月10日に豚熱の発生がありました。宮崎県内の養豚場では46年ぶりの発生となります。

引き続き飼養衛生管理基準の遵守状況を定期的を確認し、ウイルスが農場内・豚舎内に入る隙がないよう、消毒や更衣・履き替えの徹底などの対策をお願いします。

◆「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正見込みについて

国は、家畜伝染病予防法に基づき、豚熱等の家畜伝染病について、その発生予防及びまん延防止のための措置に関する基本的な方針や実施方法等について、特定家畜伝染病防疫指針を定めています。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針については、最近の豚熱の発生状況や豚熱ワクチンの接種状況等を踏まえて、一部が改正される見込みです。改正される内容の詳細については、家畜伝染病予防法の一部を改正する法案が成立、公布されて以降に、お知らせいたします。

◆豚の導入計画書について

群馬県オーエスキー病防疫対策要領にもとづき、県外から農場に豚を導入する際には導入計画書の提出が必要です。また、豚熱についても導入元の情報は重要になりますので、ワクチン接種歴についてご確認いただき、導入計画書へ記入をお願いします。お手数ではありますが、豚を導入する、導入した際には東部家保まで提出をお願いします。

◆韓国におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生状況について

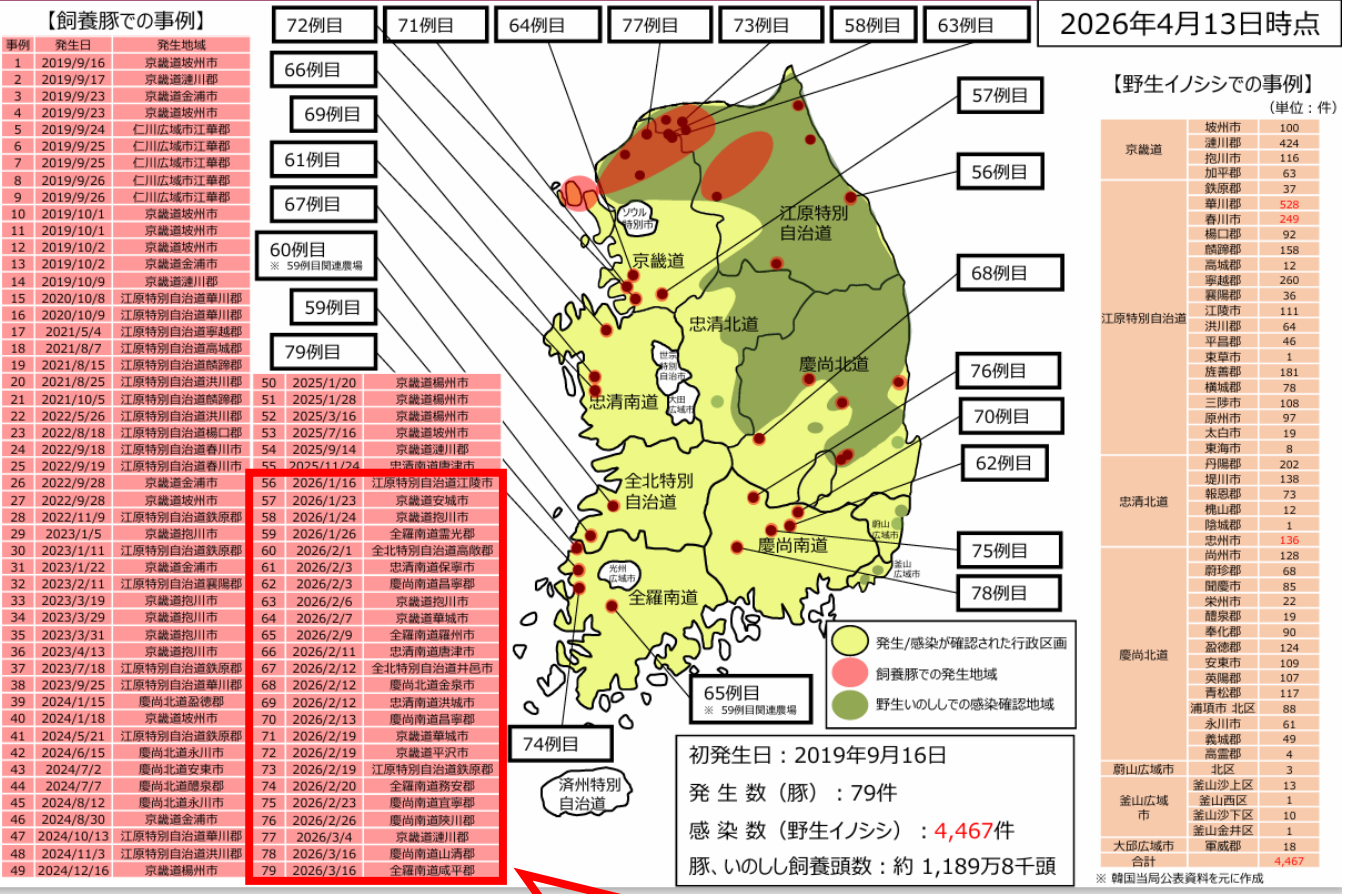
2019年以降、韓国においてASFが継続して確認されていますが、2026年に入り3月までに24例という異例のペースで発生しています。日本に近い韓国の南部でも発生しており、国内への侵入リスクは非常に高い状況にあります。

ASFは致死率がほぼ100%で、中国では発生による死亡・殺処分により豚の飼養頭数が4割減少しました。発生が確認された場合、有効な治療及びワクチンがないことやその感染力の強さにより周辺農場も殺処分の可能性があります。

今後、連休期間を迎え、韓国を含めた外国に渡航する人や外国からの観光客の増加、国内での人やモノの動きが活発になることが想定されます。農場へASFウイルスを侵入させないよう、改めて飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いいたします。

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

2026年4月13日時点



2026年以降の発生

(農林水産省 HP : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>)

- 海外から肉や肉製品を持ち込まない
ASFウイルスは肉や肉製品で長期間生残する特徴があります。
日本への持ち込みが禁止されている肉製品等を農場へ持ち込まないよう従業員へ周知徹底してください。
- ASF 流行地域への渡航自粛
渡航にはウイルスを国内へ持ち込む重大なリスクが伴うので、不要不急の渡航は控えてください。

◆野生いのししの豚熱感染状況について

令和7年度の検査実施状況について、東部管内では290頭を検査し、このうちいずれも桐生市内で5月から12月に捕獲された5頭がPCR陽性となりました。県内全域では1,371頭を検査し、101頭がPCR陽性となりました。陽性いのししが捕獲されている場所は、吾妻地域や中部地域を中心に県内全域にわたっています。農場のすぐそばまで豚熱陽性いのししが来ていると考えて、農場内・豚舎内にウイルスが侵入しないよう、飼養衛生管理基準の遵守と消毒を徹底してください。

令和7年度 野生いのしし豚熱PCR検査結果（東部管内）

| 市町村名 | 検査頭数 | 陽性頭数 | 最終確認年月 |
|------|------|------|---------|
| 桐生市 | 174 | 5 | 令和7年12月 |
| 太田市 | 50 | 0 | — |
| みどり市 | 62 | 0 | — |
| 板倉町 | 4 | 0 | — |
| 合計 | 290 | 5 | |

令和8年3月31日現在



◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの分をまとめて、「産業廃棄物管理票交付状況報告書」を作成し下記提出先（東部環境事務所）に令和8年6月30日までに報告してください。

※ 処分を依頼する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を必ず記入し、処理委託契約を締結した業者に渡してください。

※ マニフェスト伝票は、5年間は大切に保管してください。

【提出先】 東部環境事務所 廃棄物係
〒373-0033 太田市西本町60-27
電話：0276-31-2517 FAX：0276-31-7410

※ 提出先は家畜保健衛生所ではありません。ご注意ください。

別紙の記入例を参考に作成してください。提出方法は郵送または持参です。

◆定期報告書等の提出について

令和8年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。

まだ提出していない方は、早急に提出をお願いいたします。

（令和8年1月26日付けで報告様式等の書類をお送りしております）

※ すでに提出済みでも、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再度提出が必要です。

※ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、農場で伝染病が発生したときに国から支給される手当金が、減額または不支給となります。



◆ハエ対策をお願いします

- ※ 家畜のストレスとなって生産性を低下させます。
- ※ 病原体を運び衛生環境を悪化させます。
- ※ 近隣住民に不快感を与え、苦情の原因となります。

1 早めの対策が有効です

ハエの発生は5～7月がピークです。春先のうちに除ふんや清掃で卵や幼虫などを排除し、数を減らしておきましょう。

2 発生源をなくすことが有効です

ハエの発生源は、水気とウジの食べ物があるところでは、とても良いすみかです。できるだけこまめに（ウジが成虫になる前に）除ふんや清掃を行いましょう。

3 基本のウジ対策は徹底的に

除ふん後は堆肥舎やコンポで素早く堆肥化しましょう。発酵熱によりウジは死んでしまいます。どうしても掃除できない場所はウジに効く脱皮阻害剤を散布すると成虫にならずに死んでいきます。また、消石灰散布も効果があります。

4 成虫対策は効果的ではありません

飛び回るハエに殺虫剤を吹きかければ一時的に量は減りますが、薬剤に対する抵抗を作りやすく効果的ではありません。成虫への対策は発生源とウジへ対策をした上で行うようにしましょう。「こまめな清掃」「適切な堆肥処理」「畜舎環境を清潔に保つこと」が大切です。



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異状が認められた場合は、家畜保健衛生課あて連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）
〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3
電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。

豚の導入計画書

令和 年 月 日

東部家畜保健衛生所長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

下記のとおり豚の導入を予定しているので、承知願います。

記

| | |
|----------------------------|----------|
| 1. 導入予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 2. 導入頭数 | |
| 繁殖(候補)豚 雄 | 頭 |
| 繁殖(候補)豚 雌 | 頭 |
| 肥育用素豚 | 頭 |
| 3. 導入元農場 | |
| 農場名 | |
| 住所 | |
| 連絡先 | |
| 4. 導入豚のオーエスキー病抗体陰性証明書添付の有無 | あり なし |
| 5. 導入豚CSFワクチン接種の有無 | あり なし |

<提出先・問い合わせ先>

東部家畜保健衛生所 TEL : 0276-45-2041 FAX : 0276-45-9994

記入例（豚）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和7年度分）

群馬県知事 あて

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

報告者

住所 群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇
 氏名 (有) 東部畜産 代表取締役 群馬 太郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0276-45-〇〇〇〇

・依頼した家畜の重さをトン(t)に換算して記入(概ねで結構です)。
 ・換算は下記の表を参考にしてください。

・令和7年度に書いたマニフェストの枚数を記入。

業種は 農業 と記入します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和7年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | | (有) 東部畜産 | | | | 業 種 | 農業 | | |
|---------|----------|----------------|----------|-------------|--------------|----------------|--------------|--------------|---------|
| 事業場の所在地 | | 群馬県太田市八重笠〇〇〇-〇 | | | | 事業場の電話番号 | 0276-45-〇〇〇〇 | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
| 1 | 動物の死体 | 5 | 30 | 0100001〇〇〇〇 | 坂東太郎 | 群馬県前橋市荒口町150-1 | 11420112028 | (株)群馬化成産業 | 空欄 |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |

産業廃棄物の種類の欄は動物の死体となります。

・運搬を依頼している業者名と許可番号を記載します(下記参照)。
 ・もし、2つの業者に依頼している場合

群馬県の家畜の死体は、群馬化成に運んでいるのでこのように記入します。

処分場所の住所は運搬先と同じなので空欄でかまいません。

○主たる運搬事業者（群馬県HPより）

| 許可番号 | 処理業者の氏名 | 備考 |
|-------------|-----------|--------|
| 01000148293 | 都築松寿 | ゲンテク商事 |
| 01000108046 | 新井香代子 | 新和油脂 |
| 01000079703 | (株)ルックライン | |

○牛、豚の体重早見表（単位：kg）

| 月齢 | 和牛 | 乳牛 | 日齢 | 肥育豚 |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 1 | 50 | 60 | 40 | 10 |
| 4 | 120 | 120 | 60 | 20 |
| 8 | 210 | 210 | 90 | 40 |
| 12 | 350 | 300 | 120 | 65 |
| 16 | 370 | 370 | 150 | 90 |
| 20 | 390 | 440 | 180 | 110 |
| 24 | 420 | 490 | | |
| 30 | 450 | 560 | | |

・農場毎に作成してください。
 ・提出先は、東部環境事務所 廃棄物係 まで
 住所：太田市西本町60-27 電話：0276-31-2517

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和7年度分）

令和 8 年 月 日

群馬県知事 様

報告者

住所

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和7年度分の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | | | | | | | | 業 種 | | | |
|---------|----------|--------|----------|------------|--------------|--------|------------|--------------|---------|--|--|
| 事業場の所在地 | | | | | | | | 事業場の電話番号 | | | |
| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 | | |
| 1 | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |

2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和7年度分）（続紙）

| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量(t) | 管理票の 交付枚数 | 運搬受託者 の許可番号 | 運搬受託者の 氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者 の許可番号 | 処分受託者の 氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
|----|----------|--------|--------------|----------------|------------------|--------|----------------|------------------|---------|
| 7 | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | |